

# 大分県報

平成二十八年  
第二八一四号  
九月十六日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 土地改良区の定款変更認可……………一
- 県営土地改良事業計画変更の概要の縦覧……………一
- 県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………一
- こいの持ち出しの制限の範囲……………一
- 准看護師試験の実施……………二
- 家畜人工授精講習会の開催……………四

### ○告示

大分県告示第四百九十四号  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。  
平成二十八年九月十六日

土地改良区名	豊後大野市	所在地	大分県知事 広 瀬 勝 貞
認可年月日	平二八・九・五		

### 大分県告示第四百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更するので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、次のとおり変更後の県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

なお、変更後の県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。  
平成二十八年九月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名 県営農地集積加速化基盤整備事業

地区名 朝日地区

縦覧期間 平二八・九・一六から  
平二八・一〇・六まで

縦覧場所 日田市役所

### 大分県告示第四百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。  
平成二十八年九月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名 県営経営体育成基盤整備事業（区画整理）

地区名 鍋島地区

縦覧期間 平二八・九・一六から  
平二八・一〇・六まで

縦覧場所 中津市役所

### 大分県告示第四百九十七号

平成二十八年大分県内水面漁場管理委員会告示第一号（コイの持ち出しの制限）に基づく水域の範囲を次のとおり定める。  
平成二十八年九月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 大分川水系の本流、支流及び派流
- 二 筑後川水系の大分県区域の本流、支流及び派流
- 三 山国川水系の大分県区域の本流、支流及び派流
- 四 伊呂波川水系の本流、支流及び派流
- 五 駅館川水系の本流、支流及び派流

大分県報（告示）

- 六 自見川水系の本流、支流及び派流
- 七 八坂川水系の本流、支流及び派流
- 八 大野川水系の本流、支流及び派流
- 九 豊後高田市西真玉字潮見の貯水池

## ○公 告

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十八年九月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 一 試験日時

平成二十九年二月十七日（金曜日）

午後一時三十分から午後四時まで

※試験日時は、天候、天災等のやむを得ない事由により変更される場合がある。

### 二 試験場所

ホルトホール大分

大分市金池南一丁目五番一号

### 三 試験科目

- 人体の仕組みと働き
- 食生活と栄養
- 薬物と看護
- 疾病の成り立ち
- 感染と予防
- 看護と倫理
- 患者の心理
- 保健医療福祉の仕組み
- 看護と法律
- 基礎看護
- 成人看護
- 老年看護

### 四 受検資格

試験を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

1 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（平成二十九年三月までに修業する見込みの者を含む。）

2 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成二十九年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

3 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるために必要な学科を修めて卒業した者（平成二十九年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

4 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるために必要な学科を修めた者（平成二十九年三月までに修業する見込みの者を含む。）

5 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十九年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

6 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が3から5までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

7 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、6に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認められたもの

### 五 試験方法

四肢択一式による筆記試験

### 六 受験手続

1 受験願書の請求

ア 請求先

大分県福祉保健部医療政策課看護班（郵便番号八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号 電話番号〇九七―五〇六―二六五四）

イ 請求方法

郵送請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と明記し、返信用封筒を同封すること。

返信用封筒は角二型とし、宛先及び郵便番号を明記の上、百四十円分の切手（複数部を請求する場合は必要相当額分の切手）を貼付すること。

ウ 請求期間

平成二十八年十一月一日（火曜日）から同月二十九日（火曜日）まで

エ 県外居住者はアの請求先へ電話連絡後に請求すること。

※県外居住者の受験については、会場等の都合で受け入れることができない場合があるため、事前に問い合わせること。

2 受験願書の受付期間

平成二十九年一月四日（水曜日）から同月十二日（木曜日）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

郵送による場合は、平成二十九年一月十二日（木曜日）までの消印のあるもの限り受け付ける。

3 受験願書の提出先

1に同じ。

ア 郵送による場合は、封筒に「准看護師試験受験願書在中」と明記し、書留郵便で送付すること。

イ 持参による受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

七 提出書類

1 受験願書

本籍地都道府県名、氏名及び生年月日は、戸籍記載のとおり記入すること。

2 卒業（見込み）証明書

受験願書下段の卒業（見込み）証明書欄に、養成所（学校）長の証明を受けること。

3 写真票

ア 写真は出願前六箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのものを貼付すること。

イ 写真の裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。

ウ 写真票と受験票は切り離さないこと。

4 四の6に該当する者は、厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の写し（大分県福祉保健部医療政策課に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

（ウ）

5 四の7に該当する者は、大分県知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の写し（大分県福祉保健部医療政策課に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

八 試験手数料

六千九百円

1 大分県収入証紙六千九百円分を受験願書に貼付すること。

ア 大分県収入証紙は消印しないこと。

イ 収入印紙と間違えないこと。

2 県外の受験者は、大分県収入証紙を受験願書に貼付するか、又は郵便局が発行する定額小為替証書若しくは普通為替証書を同封し、書留郵便で送付すること。

3 受験願書を受理した後は、試験手数料は返還しない。

九 受験票の交付

1 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

2 交付の時期は、平成二十九年一月下旬頃とする（平成二十九年二月一日（水曜日）までに受験票が届かない場合には、十四の間合せ先まで連絡すること。）。

3 受験票は、試験当日に必ず持参すること。

十 受験の無効

卒業見込み証明書で受験した者は、平成二十九年三月十日（金曜日）までに卒業証明書を提出すること（必着）。同日までに卒業証明書を提出しなかった者については、当該受験が無効とする。ただし、提出期限以後に卒業式が施行される場合において、事前に大分県福祉保健部医療政策課まで申出を行い、必要とする書類を提出したときはこの限りではない。

十一 合格発表

1 平成二十九年三月十六日（木曜日）午前十時に、合格者の受験番号を県庁舎本館一階県政展示ホールの掲示板に掲示するとともに、大分県庁ホームページに掲載する。（ホームページの掲載は、システムの都合上、三十分程遅れる場合がある。）

2 電話での試験結果の問合せには応じない。

十二 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。

十三 試験結果の開示

この試験については、大分県個人情報保護条例（平成十三年大分県条例第四十五号）第二十一条の規定に基づき、以下の要領で開示を請求することができる。

1 開示の対象とする内容

総合得点

2 開示場所

大分県福祉保健部医療政策課

3 開示期間

合格発表の日から一箇月以内（日曜日、土曜日及び祝日を除く午前八時三十分から午後五時十五分までとする。）

4 開示請求できる者

受験者本人

5 開示請求方法

受験票と運転免許証等本人であることが確認できる書類を持参すること。

6 開示方法

口頭による。

十四 試験についての問合せ先

大分県福祉保健部医療政策課看護班

大分市大手町三丁目一番一号 電話番号〇九七―五〇六―二六五四

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、次のとおり家畜人工授精に関する講習会を開催する。

平成二十八年九月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開催期日 平成二十八年十一月七日から同年十二月七日まで

二 開催場所 農林水産研究指導センター 畜産研究部

三 家畜の種類 牛